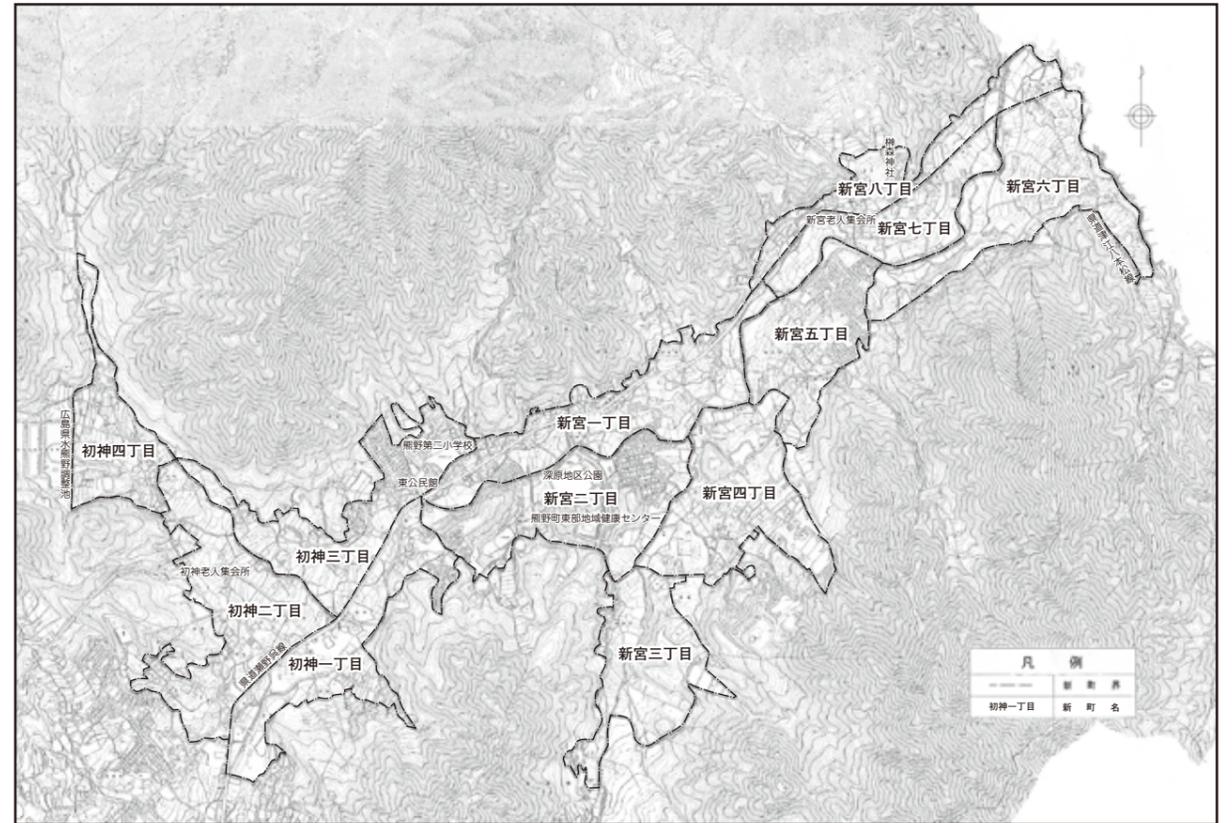


# 2月20(月)から 初神、新宮地区の住居表示が実施されます



## 住居表示の実施について

2月20日(月)から初神、新宮地区が、新しい住所の表記に変更されます。

これにより、現在よりも住所(建物)の特定が容易になります。住所が変わることで、運転免許証など、住所を登録しているものについては、各自ですみやかに変更を行っていただく必要があるため、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いします。

### ▽新町名

- ・初神一丁目
- ・初神二丁目
- ・初神三丁目
- ・初神四丁目
- ・新宮一丁目
- ・新宮二丁目
- ・新宮三丁目
- ・新宮四丁目
- ・新宮五丁目
- ・新宮六丁目
- ・新宮七丁目
- ・新宮八丁目

## 住居番号の 設定・変更・廃止の 手続きについて

住居表示実施区域内で次の事由に該当する場合は、届け出てください。

### ▽事由

- ・建物を新築する場合
- ・建物を増築、改築、建て替えをする場合
- ・玄関や門の位置、道路までの通路を変更する場合
- ・建物を撤去する場合

### ▽手続きに必要なもの

- ・届出書
- ・位置図(現地案内図)
- ・公図の写し(新築、改築、建て替えの場合のみ)
- ・建物配置図(主な出入り口および門の位置と経路を記入)
- ・建物平面図

※届出用紙は建設課にあります。(町ホームページからダウンロード可)

問建設課 ☎820・5607

## 暴力団のいない社会の実現に向けて

「暴力団追放三不運動」を実践しましょう

テレビや新聞などでも「暴力団排除条例」について耳にする機会が多くなっています。熊野町でも平成23年10月1日からこの条例を施行していますが、重要なのは条例の整備や、行政だけの取り組みではなく、町民の皆さんが意識を持って行動することです。

### ★「暴力団追放三不運動」

#### ■暴力団を恐れない

「暴力団」と聞くとどうしてでも反射的に身構えてしまいますが、もし、脅されたり、万が一被害を被った場合でも必要以上に恐れず、すぐに警察へ相談するなど、毅然とした態度で対応することが重要です。

### ●暴力団排除の取り組み

暴力団は拳銃や麻薬の密売といった犯罪行為だけでなく、私たちの生活のあらゆる場面を利用して資金を獲得しようとしています。警察では暴力団を社会から追放する3つのスローガンを行動指針に掲げ、「暴力団追放三不運動」として暴力団の追放に取り組んでいます。



#### ■暴力団を利用しない

地域の祭礼などには神輿や出店が賑わいとして欠かせませんが、これについても開催者がしっかりと把握・管理する必要があります。暴力団に神輿を担がせたりしないことや、暴力団と全く関係のないことが明らかかな地域住民による出店



#### ■暴力団に金を出さない

事業者が物品の購入や土地の売買、建物の賃貸などで契約を交わすときなどには、左記のような条文を契約書に入れることも、暴力団との関わりを絶つひとつの方法です。

事業者が物品の購入や土地の売買、建物の賃貸などで契約を交わすときなどには、左記のような条文を契約書に入れることも、暴力団との関わりを絶つひとつの方法です。こうした対応をとることでも、もしその契約に暴力団の関与が判明した場合でも一方的に契約を解除することができま

### ～暴力団排除の契約書の条文明例～

第〇条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙(乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第〇条 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金として金〇〇円を支払う。

※この条文は、ひとつのモデルです。

## みんなで力を合わせよう



(総務課)

☎820・0110

海田警察署

☎228・5050

・財暴力追放広島県民会議

・広島県警察本部暴力相談

窓口 ☎228・8000

★暴力団に関する相談窓口